

○飯塚市新産業創出戦略プロジェクト支援補助金交付要綱

平成24年5月25日

飯塚市告示第198号

改正 H25-119、H26-99

(趣旨)

第1条 この告示は、戦略プロジェクト(飯塚市の「地域資源」を活用し、社会情勢の変化を踏まえた新産業の創出の萌芽となるプロジェクトをいう。)の創出を積極的に推進するための産学連携によるプロジェクトチームに対し、その活動に必要な経費を補助することに関して、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、飯塚市内に所在する企業、大学、医療機関及び産業支援機関等により構成する産学連携によるプロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者を含むプロジェクトチームは、補助の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている者

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、プロジェクトチームの構成及び事業管理を行う者を明らかにしなければならない。

(H26-99追加)

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、今後高い成長が見込まれる分野として市長が認める事項をテーマとして、製品又はサービスの事業化へ向けた諸課題の検討を行うこと又は研究開発の具現化を図ることにより、国の提案公募事業等への応募に向けた取組を行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、当該事業に係る次条に定める経費の一部又は全部に対して行うものとし、予算の範囲で交付する。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費又は会議の開催に係る食糧費に限る。)、役務費(通信運搬費、手数料又は保険料に限る。)、委託料(課題検討又は研究開発に関するものに限る。)、使用料及び賃借料とする。

(H25-119一改)

(対象期間)

第6条 補助の対象期間は、交付決定の日から当該年度の3月31日までとする。

(審査)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定にあたっては、学識経験者の意見を聴くものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる事由が生じるときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の各区分の20パーセントを超えて増額し、又は減額しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられるとき。

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業目的の細部の変更であるとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の遅延等)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年5月1日 告示第119号)

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日 告示第99号)

この告示は、告示の日から施行する。